

第4章 推進項目

基本目標Ⅰ 次代を担う青少年の育成

政策1 青少年の健全育成・自己形成支援

1 家庭の教育力の向上

(1) 家庭教育機能の充実

① 家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、公民館等を拠点とした、家庭・地域・学校をつなぐ支援体制の整備を推進します。

また、市町村報等の地域の広報媒体を活用し、家庭教育に関する情報提供を行います。

② 保護者に対する学習機会の提供

子育て等において家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、郡市PTA団体や子育てサークル等の様々な団体を対象にした研修会の実施や、SNSやHP等の活用により、保護者に対し学習機会や子育てに関する情報を提供します。

③ 相談機能の充実

子育てに対する不安や悩みを解消するため、電話相談等の相談機能を充実するとともに、関係機関との連携を進めます。

(2) 「家庭の日」の推進

青少年の健やかな成長に向け、「青少年の健全な育成に関する条例」で規定した「家庭の日」（毎月第3日曜日）の取組を推進するため、青少年の健やかな育ちの基盤である家庭の役割について、SNSやHP等の各種媒体を活用して啓発します。

また、「家庭の日」を「家族みんなで”いただきます!”の日」とし、食育を推進します。

2 幼児教育の充実

(1) 幼保小の円滑な接続の推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するため、幼小接続地区別合同研修会を実施します。

(2) 幼稚園教諭、保育士等への研修機会の充実

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の充実等を通じた教育・保育の質の向上を図ります。

また、特別な配慮が必要な児童や家庭に対応する人材を育成する保育コーディネーター養成研修を実施します。

(3) 幼児教育アドバイザーによる園内研修の支援

園全体の幼児教育の質の向上を図るために、幼児教育アドバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園を訪問し、園内研修の支援を行います。

また、幼児教育アドバイザー養成研修を実施し、市町村におけるアドバイザー配置を促進します。

3 魅力ある学校づくり

(1) 一人一人の能力・適性に応じた教育の推進

① 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教員の専門性を高め、個別の指導や支援を充実させるとともに、多様な進路希望に応じる支援体制を強化します。

② 確かな学力の育成

小・中学校では、児童生徒の「学びに向かう力」と「知識及び技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等」の育成を図ります。高等学校では、「知識及び技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等の能力」や「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度」の育成を図ります。

③ 豊かな心の育成

道徳教育の充実や体験活動の推進等により、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成を図ります。

(2) 生徒指導の充実

① 一人一人を大切にしている生徒指導の推進

児童生徒一人一人の人格を尊重し、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を構築するとともに、自己実現ができるよう自己形成に向け社会的資質や行動力を高めるため、児童生徒が理解を深め、全教職員が一致協力した生徒指導体制・教育相談体制の充実を図ります。

② 教育相談体制の強化

「教育相談コーディネーター」を中心とし、定期的な校内対策委員会を開催するとともにスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用等、児童生徒や保護者に対する教育相談体制の強化を図ります。

また、スクールロイヤーを活用したいじめの予防授業や教職員研修等の充実により、教職員の実践的な指導力の向上を図ります。

③ 問題を抱える児童生徒への支援の充実

学校のみによる対応が困難な深刻な暴力行為・非行等の問題行動等を起こした児童生徒一人一人に的確に対応するため、個別ケースに対する支援チームの体制整備や有効活用、福祉・医療・警察等の関係機関・団体等との連携による支援の強化と充実を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

① 一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を充実します。

そのため特別支援学校等においては、保護者や福祉・医療・労働等の関係機関と連携し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画・指導計画を策定し、これをもとに学校卒業後の生活を見据えた教育的支援を在学中から行うよう、指導・支援の充実を図ります。

② 教育相談等の支援の充実

障がいの早期発見により保護者の悩みや不安を解消し、幼児児童生徒が早期から必要な教育的支援を効果的に受けることができるよう、特別支援学校や県教育センターにおける障がいのある幼児児童生徒やその保護者等を対象とした教育相談の充実を図ります。

また、小・中学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒への指導・支援を適切かつ効果的に行うため、各特別支援学校が持つ地域における特別支援教育のセンター機能を強化・充実させ、小・中学校等の教員の要請に応じた相談や情報提供、研修支援等を推進します。

③ 特別支援学校の就労支援の強化

各特別支援学校において、卒業後の生活を見据えたキャリア教育に早期から継続的に取り組むとともに、一人一人の進路希望達成のため、地域の福祉・労働等の関係機関と連携して産業現場等における実習の受け入れ先の開拓、雇用に関する情報収集等を行い、就労支援を推進します。

また、知的障がい特別支援学校高等部では、一般就労を希望する生徒・保護者が増加しており、福祉・労働等の関係機関と連携して雇用情報の収集、障がい者雇用に関する企業等の理解促進に努め、高等部生徒の一般就労率を全国平均程度に引き上げます。

○数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値 (平成 26 年度)	実 績 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和 7 年度)
知的障がい特別支援学校 高等部生徒の一般就労率	%／年	29.1	20.0	33.0

(4) 教員の意識改革と資質・能力の向上

学校教育の充実・発展に向け、その直接の担い手である教員の資質・能力を向上させるために、使命感や情熱にあふれた優秀な教員を確保し、その適正な配置を行うとともに、校内・校外研修の充実を図ります。

また、人事評価制度の効果的運用を通じ、教員の能力開発、資質・能力の向上を図るとともに、学校組織を活性化します。

教職員が各自の役割に応じて持てる資質・能力を十分に発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、校務環境の整備や業務改善の推進を図ります。

4 学力・体力の向上、社会における自己形成支援**(1) 児童生徒の学力向上の推進****① 「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求**

資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）の育成がバランス良く実現できる「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求を図ります。

② 組織的な授業改善の推進

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」や「県立高等学校授業改善実施要領」を活用し、各校種毎の全教科・全教員による授業改善を推進するとともに、小・中・高等学校をつなぐ学びの強化を図ります。

③ 補充指導・家庭学習指導の充実

個のつまづき解消等のため、放課後や夏期休業等を活用した補充学習を充実するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した放課後や土曜日等の学習支援の充実を図ります。

また、家庭での学習習慣の定着に向けて、PTAや地域と協働した家庭学習指導の充実を図ります。

(2) 多様な教育の推進**① 心の教育の推進**

社会性や規範意識、自尊心等は、地域との交流や自然体験、ボランティア活動、スポーツ等の体験活動を通じて学ぶことが多いことから、小・中学校では体験活動に異年齢集団による活動等も取り入れることにより、児童生徒に、自らを律しつつ、

他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育みます。

また、道徳科の時間を要として学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進します。

② ICTを活用した教育の推進

超スマート社会（Society5.0）を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成に向け、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れるなど、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。

また、授業において教員がICTを効果的に活用するための研修を充実し、対面指導と遠隔・オンライン教育とを組み合わせることで、個別最適な学びと協働的な学びを展開します。

あわせて、タブレット型端末等のICT環境の整備を進め、災害や感染症の発生等による臨時休業等の緊急時においても子どもたちの学びを保障する環境を整備します。

③ 生涯を見通した教育の推進

高齢者に対する感謝や思いやりの心を育み、様々な世代が共に生きる人間関係が築かれるよう、福祉体験活動や世代間交流等を推進し、高齢者と子どもたちが学び教え合う機会や場の拡充を図ります。

また、地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした、地域主導の子どもの学習活動や体験活動への参画・協働等の新たな体制を整備します。

（3）健康・体力づくりの推進

① 学校体育の充実、運動の日常化・習慣化の推進

運動意欲を喚起し、体力向上を図るため、体育の授業改善を推進するとともに、持続可能な運動部活動の実現に取り組みます。

また、生涯にわたる健康、体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ります。

② 学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を「生きた教材」としての活用とともに、家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して食育を推進します。

また、むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を促進します。

③ 学校保健の充実

自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。

(4) 性についての教育の推進

SNSをはじめとするインターネット等に起因した性の逸脱行為が多くなっていることから、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識を理解させることにより、適正な意思決定や行動選択ができる児童生徒の育成を図ります。

(5) 次代の親づくりの推進

児童生徒の発達段階に応じて、幼児との触れ合い等の体験活動を通し、家庭生活を大切にすることを育むとともに家族と家庭の役割の理解等子育て理解に関する教育を推進します。

若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、家庭や子育て等ライフデザインに関する学習の充実を図ります。

(6) 青少年の自己形成支援の推進

青少年が社会を生き抜く力を身に付けるため、家庭・地域・学校等が協働し、青少年の基本的な生活習慣の確立や「いのち」の大切さ、規範意識を育む道德教育や人権教育の充実を図ります。

また、自ら課題を見つけ、自らの考えを持ち、自信を持って主体的に解決していく力や、他者への思いやりを持ち、自らの心と体を守ることができる力を育成します。

さらに、世代間交流や、青少年団体等や他者との交流、実体験等を積み重ねることができるよう様々な体験活動の場を充実し、参加を促進することにより、青少年の自己形成を支援します。

政策2 多様な活動・社会形成・社会参加支援

1 多様な教育の推進

(1) 人権教育の推進

青少年をはじめとする一人一人の個性を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、子どもの人権問題や部落差別問題等、あらゆる人権問題の解決を図る豊かな人権感覚と人権を尊重する意欲や態度、技能を育成するため、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

(2) 防災教育の推進

地震体験車やおおいた防災VR等疑似体験ツールの活用、大分県版マイタイムラインの普及、県民防災アクションデーの実施等により、学校や地域等のあらゆる機会を通じて防災教育を推進します。

また、青少年の防災意識を向上するため、防災の専門家や関係者による講義や実技演習を授業に取り入れるなど、学校における防災教育の充実を図ります。

(3) 環境教育の推進

次代を担う子どもたちの環境問題に対する意識と理解を育み、環境保全活動に参加する態度や環境問題を解決する能力を育成するとともに、子どもの自主的な環境保全活動を支援します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
こどもエコクラブ参加メンバー数	人	1,281	1,581	1,635

(4) 消費者教育の推進

消費生活において自主的かつ合理的に行動できる消費者を育成するため、ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携して体系的に推進します。

特に、若年者の被害防止のため、学校における消費者教育を充実します。

(5) 食育の推進

健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり、次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくりを目指し、「大分県食育推進計画」に基づき、県民が一体となって食育に取り組めます。

また、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減につなげるため、食べ物を大切にする「もったいない」意識の醸成を図ります。

(6) 主権者教育の推進

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、青少年に対する主権者教育の重要性がさらに高まる中で、民主政治とそれを支える国民主権の観点から、青少年が選挙の意義を理解し、主権者としての自覚や責任感を持った有権者となるよう、政治・選挙を身近に感じることができる教育を推進します。

(7) キャリア教育の推進

児童生徒に望ましい勤労観・職業観と職業に関する実践的な知識・技能を身に付けさせ、主体的な職業選択の能力や態度を育成するため、小・中・高等学校の12年間を通して、自己の将来を考えていくためのキャリアノートを活用するとともに、地域産業と連携したインターンシップの実施や企業情報の提供等により、体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。

(8) 読書活動の推進

青少年が読書活動を通じて豊かな心を育めるよう、読み聞かせグループ等子どもの読書活動関係者を支援するとともに、県立図書館における児童図書の整備を図り、推薦図書を選定し、広く情報発信します。

また、保護者を対象とした読み聞かせや子どもの本に関する講座を実施して、家庭における読書活動の重要性に対する理解を促進するなど、青少年が読書に親しむ機会を充実します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
公立図書館の利用者数	万人	229	235	268

2 スポーツ活動の推進

近年、スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上だけではなく、青少年の健全育成や地域社会の活性化等、人々の生活において多面にわたり役割を担うようになってきたことから、スポーツイベントの充実をはじめ、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や関係機関等との連携強化等、スポーツ活動に取り組む環境整備の推進と支援に取り組めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
週1回以上の運動・スポーツ実施率	%	40.5 (※)	51.7	56.0

総合型地域スポーツクラブの会員数	人	16,090	16,027	20,000
------------------	---	--------	--------	--------

※平成26年度はスポーツ実施率の調査未実施のため、基準値は平成25年度データ

3 芸術文化活動の推進

国内外の著名な演奏家の公演をはじめ、県内の芸術文化団体による学校や公民館等での演劇や音楽の公演、県立美術館での魅力ある企画展や教育普及事業等の実施を通じて、優れた芸術文化の鑑賞機会や専門家による直接指導の機会を提供するなど、青少年の自主的な芸術文化活動の促進と支援に取り組みます。

さらに、文化財愛護意識を醸成するため、青少年による芸術文化に係る団体活動を促進します。

4 様々な体験活動の推進

青少年が生き抜く力を自ら養うため、芸術文化や科学に直接触れる学校内外における多様な体験活動や、青少年教育施設等における自然体験活動等を積極的に推進します。

あわせて、活動支援等を通じて青少年団体の取組を活性化するとともに、活動状況を広く紹介して青少年の団体加入、体験活動への参加を促します。

さらに、「大分県少年の船」運航事業では、船内研修や現地研修、体験活動等の集団生活を通じて、広い視野と社会性や協調性、自立心や主体性、コミュニケーション能力等人間関係を形成する力を身に付けさせるなど、青少年の豊かな心を育みます。

5 社会形成・社会参加への支援

青少年が社会的に自立していけるよう、地域と連携して、環境保全活動や地域活動等のボランティア活動への参加を積極的に促進するとともに、青少年団体の活動支援を行い、それらの団体の活動をSNSやHP、広報誌等の各種媒体を活用して広く情報発信するなど、青少年がいきいきと社会参加できるよう支援します。

6 国際的視野をもった人材の育成

(1) グローバル人材の育成

国際理解を深め、社会のグローバル化に対応できる国際感覚を養うため、大学・短大等に在籍する留学生数が人口あたり全国トップクラスという本県の優位性を生かして、青少年と留学生等との交流を推進します。

また、ALT(※)の積極的な活用等、学校教育全体を通じた言語活動を充実します。

さらに、未来を担う青少年の国際交流を進め、異文化体験を通じた国際理解が深まるように訪日教育旅行の受入れを促進します。

※ ALT (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手

(2) 留学支援の強化

海外へ留学する学生を支援することにより、青少年の目を大分から世界に向けさせ、社会のグローバル化に対応できる人材を育成します。

このため、海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN」の活用や大分県高校生海外留学支援金の支給等を通じて、青少年の留学に係る経済的支援の充実を図ります。

(3) 国際理解教育の推進

これからの社会のグローバル化を見据え、外国語指導助手や留学生等を積極的に授業に活用するなど、挑戦意欲と責任感・使命感、多様性を受け入れ協働する力、大分県や日本への深い理解、知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力、英語力等の総合的な育成を推進します。

各学校においては、県内在住の留学生や訪日教育旅行団等との交流等を行うことで、多様な文化やものの見方・考え方があることに体験的に気付かせるなど、各学校が毎年一度は、外国の文化や価値観に直接触れる機会を創出するなど、児童生徒が国際的な見識を広げ、相互理解を深める機会の拡大を推進します。

政策3 社会にはばたく力の養成・環境づくり**1 職場体験、キャリア教育・職業教育の推進**

各学校段階を通じて、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、学校と地域、産業界との連携・協働を推進し、組織的・体系的なキャリア教育の充実に取り組みます。

若者が将来に向けて希望が持てる職業へチャレンジでき、かつ安心して働き続けられるよう、「ジョブカフェおおいた」等において若者に対する就職・就業支援を進めます。

また、早い段階から職業観や勤労観を育むキャリア教育の充実や、一人一人の特性・ニーズに応じたきめ細かいマッチング支援、採用後の職場定着促進に取り組みます。

高校生向けの啓発資料等の作成、配布及び出前講座等により、青少年が就労する上で必要な基本的な労働法制の周知・啓発に取り組みます。

2 就労支援の充実・雇用機会の創出

企業の投資動向を把握し、効果的な誘致活動を進め、雇用の場の確保を図ります。

青少年がしっかりと職業選択を行い希望に沿った仕事に就けるよう、県内企業についての情報提供やマッチングの支援を行います。

3 魅力ある職場づくりの推進

青少年がいきいきと働き個性と能力を十分に発揮できるような魅力ある職場環境づくりを進めるため、企業に対して労働時間の短縮や、自社の従業員の福利厚生の実を図るよう啓発を行います。

また、企業と学校が連携したインターンシップの充実等、青少年の職業観、勤労観を醸成します。

4 次代を担う人材の確保・育成

産業界との連携を強化し、高校生をはじめとする青少年の技術習得及び在職者の技術・技能の向上等に努め、本県産業を支える人材の育成を図ります。

また、子どもの頃からITや先端技術に関心や理解をもつ人材の育成、並びに学生や若手技術者等の次代を担う人材の発掘・育成に取り組みます。

農林水産業の担い手を確保・育成するため、就業希望者への情報発信や技術研修、初期投資の負担軽減等、就業準備段階から経営開始後までの一貫した支援を充実するとともに、青年農業者等の技術・経営力の向上や女性の経営参画・起業促進を図ります。加えて、児童をはじめ各世代を対象に農林水産業への理解を促進するため、農山漁村の魅力発信・農作業体験等を実施します。

くじゅうアグリ創生塾による農業の担い手育成プログラムやものづくり体験の実施等、小・中・高等学校の各年代に応じた体験の場の提供を通じて次代を担う産業人材の確保、育成を図ります。

基本目標Ⅱ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

政策4 地域社会・関係機関の連携・協働

1 「協育」ネットワークづくり

(1) 学校・家庭・地域が連携・協働する「協育」ネットワークづくりの推進

公民館を拠点に、学校関係者・保護者・地域住民・関係団体等が緩やかなネットワークを形成することにより、子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援する「協育」ネットワークづくりを進め、学校教育活動や放課後、土曜日、休日等、様々な場所や場面における子供の活動を切れ目なく、多様に展開するための支援体制を整備します。

あわせて、啓発活動や先進的な取組事例の情報発信等により、学校関係者や地域住民の活動への参画促進を図るとともに、学校と地域をつなぐ中核となる「協育」コーディネーターの養成や資質向上のための研修を県内各地で実施します。

また、親子による地域活動やボランティア活動等への参加を促進するなど、地域で親子がふれあい交流を行う機会を提供します。

(2) 地域ぐるみによる家庭教育への支援

家庭や地域の教育力を高めるため、地域の中で子育てを支援するための拠点整備や親同士の連携の推進、PTA活動への支援等、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境整備を図ります。

2 地域とともにある学校づくりの推進

(1) 学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

各学校が、自己評価及び保護者等学校関係者等による評価の実施とその結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による地域とともにある学校づくりを推進します。

また、学校評価の結果に基づき学校及び学校設置者等が学校運営の改善を図ります。

私立学校においても、各学校が独自の魅力ある学校づくりを行うなかで、家庭・地域と連携・協力した取組を進めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	%	小学校：16.0 中学校：13.0	小学校：92.9 中学校：94.0	100 (小・中学校合算)

(2) コミュニティ・スクールの普及推進

学校・家庭・地域が目標・ビジョンの達成に向けて協働するコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の更なる普及促進を通して、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む「地域とともにある学校」の充実を図ります。

また、学校運営協議会と「協育」ネットワークの一体的推進を図ります。

(3) 「おおいた教育の日」の推進

こころ豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、地域の振興に主体的に参加する人づくりを進めるとした、「おおいた教育の日条例」の趣旨の実現に向け、11月1日を「おおいた教育の日」として、県内の多くの団体が参加して設立された「大分県教育の日推進会議」を中心に、教育の担い手である学校、家庭及び地域が協働して、教育について考え、主体的に取り組む運動を進めます。

政策5 子育て支援等の充実

1 子育て支援機関の整備・充実

しつけや発達等の養育上の不安や非行、いじめ等の問題行動等、子育てに関するあらゆる相談を24時間365日体制で受ける「いつでも子育てほっとライン」を充実するなど、今後も指導・援助機能の強化に努めます。

また、子どもとその家庭や妊産婦等への支援に係る業務全般を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。

2 家庭における子育て環境の整備

(1) 男性の家事参画の促進

これから結婚するカップルが家庭内での家事分担を考えるきっかけづくりとなるよう、広報・啓発等を進め、男性の家事参画を促進します。

(2) 男性の子育て参画の促進

男性の子育て参画についての理解や関心を深め、県民総参加による取組が進むよう、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育て参画を促進する市町村等の取組を支援します。

(3) 男性の家庭教育への参画の促進

父親対象の研修会開催に対して支援するとともに、父親のPTA活動、学校行事等への参加の重要性を啓発することにより、父親の家庭教育への主体的な参画を促進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の従業員が仕事と家庭生活等を両立できるよう、短時間勤務制度やテレワーク等多様な働き方の普及・定着に努めるとともに、企業に対しPTA活動や地域行事に参加しやすい職場環境を整えるよう働きかけるなど、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等の啓発に努めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
男性の育児休業取得率	%	—	4.8	国の目標以上 (現状13%(R2))

3 地域における子育て支援

(1) 母子保健対策の充実

少子化や核家族化等育児を取り巻く環境の変化に伴い、親の孤立化が生じており、特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められていることに加え、親になる

準備期といえる思春期の子どもたちへの働きかけも必要であるため、母親の育児不安に対する支援や思春期の保健対策等を推進します。

(2) 子育て親子の交流の場等の充実

主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進するなど、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。

また、地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に出向く「訪問型子育て支援（ホームスタート）」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

(3) 乳幼児の保育・教育の環境整備

地域の実情に応じて質の高い教育・保育が提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

また、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等地域の多様なニーズに対応した保育サービスの一層の充実を図るとともに、保育士、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の職員等に対する専門性を高める研修等を実施し、保育所等の機能強化や人材確保を支援します。

さらに、保育所等に入所する3歳未満児の保育料を、第2子以降について全額免除する市町村に対して助成し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

(4) 放課後児童クラブの充実

昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置や、ニーズに応じた開所時間の確保を促進するなど、地域における子育て支援サービスの向上を図ります。

また、地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館等の子どもの健全な居場所づくりを応援します。

(5) 病児保育の充実

病児保育を実施する市町村に対し、施設の整備費や運営費を助成するとともに、病児保育事業所に勤務する保育士等に対する研修を実施し、保護者が安心して地域で病気の子どもの預けられる環境を整備します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
放課後児童支援員・子育て支援研修終了者数	人	85	1,528	2,695

4 社会的養育を要する家庭への支援

家庭養育を優先する原則のもと、児童養護施設や乳児院等家庭に代わる養育（代替養育）について、できる限り家庭的な環境を整えるよう取り組みます。

代替養育が必要な子どもを家庭的な環境の下で養育できるよう、里親やファミリーホームへの支援の充実を図ります。

また、児童養護施設退所者等の自立を促進するため、「児童アフターケアセンターおおいた」による相談支援及び就職、進学や資格取得に必要な費用の貸付等を行います。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
里親等委託率	%	28.2	34.4	38.0

5 ひとり親家庭や子どもの貧困問題への対応

(1) ひとり親家庭の自立促進

大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、子育てや生活、就業等に関する様々な一般相談を来所や電話、SNS等で適切に対応するとともに、弁護士による無料法律相談を定期的実施し、法的な課題にも対応するなど、相談事業の充実を図ります。

また、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業あっせん事業等との一体的な支援を行い、登録者の就業を進めます。

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援等の施策について、SNSやHP等を活用した広報・周知を強化します。

さらに、無料法律相談等の機会を設けることにより、養育費確保（離婚前を含む）に向けた支援を行います。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件/年	—	34	72

(2) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成できるよう、市町村や学校、関係団体等と連携して子どもの貧困対策を推進します。

具体的には、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業

生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つの柱を総合的、複合的に展開することにより、全ての家庭が子育てしやすい環境を整えます。

また、子どもの居場所としての「子ども食堂」が継続して運営できるよう支援します。

政策6 多様な担い手の育成**1 青少年活動に関わる団体の育成と連携・協働の推進**

青少年活動に携わる団体の活動を活性化するため、団体の活動内容等や各種助成制度等について、SNS・HP、広報誌等の各種媒体を活用して広報することで、活動の横展開を図るとともに、各団体の青少年活動に対する経費助成を行います。

また、青少年団体の活動内容等を広く県民に周知することにより、青少年の団体への加入を促進します。

2 市町村との連携・協働の推進

青少年健全育成に係る活動を行う市町村との連携・協働を推進するため、県と市町村との間で積極的な情報交換・連絡協議等を行うほか、市町村間で活動状況を情報共有するために市町村青少年担当者会議等を開催します。

さらに、市町村を通じて得た地域での青少年健全育成の好事例を、SNSやHP、県の広報誌等による啓発・広報活動を通じて広く県民に紹介するなど、市町村との連携・協働により地域における青少年健全育成活動を促進します。

3 指導者の育成**(1) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進**

青少年は社会を映す鏡であり、大人の姿勢や大人社会のあり方が青少年の規範意識等の模範となるよう、地域ぐるみでのあいさつ運動やSNS・HP等の各種媒体を活用した県民運動の趣旨や活動内容の広報等により、家庭・地域・学校・企業等が一体となった「大人が変われば子どもも変わる」運動を推進します。

(2) 地域創生力のあるリーダーの養成

活力ある大分県の創生に向け、地域づくりを牽引する人材を育成するため、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催や少年の船の運航などに取り組みます。

また、地域社会の活力ある発展を持続するため、青少年が、研修会や少年の船等で得た経験や身に付けたスキルを生かして、地域への誇りを持ち、地域の多様な資源と関わり、地域との関係性を主体的に深める取組を促進します。

4 青少年育成関係施設等の充実**(1) 社会教育施設等の充実**

青少年の学校外活動や体験活動の機会を充実するため、青少年の家、図書館、公民館等の社会教育施設の充実を図るとともに、魅力的で多様な体験活動が展開されるよう、コーディネート機能等の充実や地域と施設の特徴を生かした活動プログラムの開発を進めます。

(2) 豊かなコミュニティが息づく公園等の充実

青少年が心身ともに健康で活力ある社会生活を送れるよう、地域の特色を生かした都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの整備を図ります。

○数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値 (平成26年度)	実 績 値 (平成30年度)	目 標 値 (令和7年度)
1人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.4	13.6

基本目標Ⅲ 個別の対応を必要とする青少年への支援

政策7 青少年の状況に応じた個別の支援

1 非行防止対策・立ち直り支援

(1) 非行防止啓発活動の推進

国や県、市町村を中心に、「大人も変われば子どもも変わる運動」の一環としてのあいさつ運動の実施や少年補導、非行防止に関する広報啓発、青少年を対象とした体験活動等を積極的に推進します。

(2) 初発型非行防止対策の推進

非行の入口と呼ばれる万引きや自転車盗等の初発型非行防止に向けて、非行防止教室等の啓発活動や街頭補導等の警察活動を積極的に実施します。

(3) 地域巡回活動の推進

家庭・地域・学校の関係団体で構成する青少年健全育成協議会や少年警察ボランティア等が合同で行うヤングサポートパトロール等、街頭補導活動を継続的に実施するとともに、スクールサポーターによる学校周辺の見守り活動に取り組みます。

(4) 薬物乱用防止対策の充実

大分県薬物乱用対策推進地方本部を中心に関係機関が連携して、小・中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の弊害等について正しい知識の周知徹底を図るとともに、小学校高学年から薬物乱用防止に関する意識づけの指導を行います。

併せて大学生、専門学校生、有職少年等の青年層に対する啓発を積極的に推進します。

また、相談拠点である「こころとからだの相談支援センター」を中心に保健所等と連携を図りながら、薬物相談を実施し、薬物依存からの回復を支援します。

2 不登校・中途退学対策

校長のリーダーシップの下、「人間関係づくりプログラム」を通じて児童生徒の人と関わる力を育むとともに、学校全体での組織的な生徒指導体制の構築や「児童生徒支援シート」の活用、幼・小・中・高等学校、各学校間連携の推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的配置と資質向上等、教育相談体制の充実を図ります。

また、不登校の要因や背景が様々であることから、関係機関との連携や、県教育センターや教育支援センター（適応指導教室）を中核とした支援の充実に努めます。

さらに、県警のスクールサポーターが、学校からの相談を受けて助言指導するほか、専門機関である「人身安全・少年課サポートセンター」へ繋ぐなど各分野が連携した

支援を実施します。

高等学校の中途退学者については、「おおいた青少年総合相談所」において相談支援や就労支援、さらに、社会的自立に必要な学習や交流・活動の場の提供等の支援を進めます。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
不登校児童生徒の出現率の全国との比	%	小学校：102.8 中学校：117.8	小学校：113.3 中学校：110.4	小学校：100 中学校：100

3 ひきこもり対策

ひきこもりは多様な背景が複雑に絡み合っていることから、個々の状況を的確に把握し、複合的な支援を行うことが必要であるため、「子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センター」、「こころとからだの相談支援センター」、保健所等における相談機能を強化し、家族へのひきこもりに対する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、「ひきこもり地域支援センター」に多職種専門チームを設け、ひきこもり当事者・家族に対する効果的な支援を行います。

あわせて、市町村の相談機能の強化を図り、民間団体等と連携を進めるとともに、ひきこもりの当事者・家族が利用できる居場所の数を増やし、関係者間で情報を共有するなど、地域における支援ネットワークを構築し、地域密着型のひきこもり支援を充実します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
青少年自立支援センター（子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センター）における相談件数	件／年	1,054	2,873	2,000

4 若年無業者（ニート）対策

若年無業者（ニート）等の青少年に対しては、各人の置かれた状況をしっかり把握した上で適切な支援機関に誘導し、就労意欲の高揚や能力開発を図ることが必要のため、「おおいた子ども・若者総合相談センター」と「おおいた地域若者サポートステーション」をはじめとする就労支援機関等との連携によって就労支援を強化します。

5 障がいのある青少年への支援の充実

(1) 障がいのある子ども・保護者への支援の充実

障がいの早期発見・早期支援のため、乳幼児健康診査等や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関と連携し、障がいのある子どもとその家族に対するライフステージに応じた一貫した支援を推進します。

障がいのある子どもやその家族が身近な地域で安心して日常生活を送ることができるよう、障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とした障がい児に関わる関係機関のネットワークづくりや障がいのある子どもを持つ親の会の活動を支援します。

特に、発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのある子どもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じた県民への発達障がいの普及啓発を行います。

また、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への発達障がい専門医の派遣を行うとともに、専門研修の実施により発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。

(2) 障がい者の就労支援

障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問等による雇用促進と職場定着の推進を図るとともに、障がい者の職業能力開発や福祉的就労から一般就労への移行促進、障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実等、個々の障がい特性に応じたきめ細かな就業支援に総合的に取り組みます。

一方、企業等への就業が困難な障がい者が働く就労継続支援事業所における工賃（賃金）の向上に向け、共同受注体制の確立や事業所職員の人材育成、経営力強化への支援等に取り組みます。

特別支援学校では、企業等での就労を望む生徒の希望実現のため、地域の福祉・労働等の関係機関と連携して産業現場等における実習の受け入れ先の開拓、雇用に関する情報収集・提供等の就労支援を推進します。

政策8 青少年の被害・加害防止と保護

1 いじめ対策

校長のリーダーシップの下、「人間関係づくりプログラム」を通じて児童生徒の人と関わる力を育むとともに、学校全体での組織的な生徒指導体制・教育相談体制の充実を図り、学期毎のいじめアンケート調査や個別面談調査等、いじめの丁寧な把握と解消に向けた取組を強化します。

さらに、スマートフォン等を使ったネット上のいじめや、動画配信サイト等での個人情報流出等のトラブルが増えていることから、情報安全教育を推進するとともに保護者等への啓発を強化します。

また、県教育センター教育相談部においても、児童虐待やいじめの問題の未然防止・早期発見・早期対応のため、相談活動の充実を図ります。

○数値目標

指標名		単位	基準値 (平成25年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
いじめの 解消率	小学校	%	84.6	83.9	90.0
	中学校		84.3	83.9	90.0
	高等学校		81.6	87.2	90.0

2 児童虐待対策

(1) 児童虐待への対応の強化

増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所への専門職員配置等の体制強化や関係機関の専門性向上のための研修充実を図るとともに、児童相談所に非常勤弁護士を配置し、法律的な助言を得ながら児童の最善の利益の確保に取り組めます。

また、市町村要保護児童対策地域協議会を活用した学校や保育所、警察、医療機関等との情報共有と連携の強化に取り組めます。

(2) 予防対策の推進

児童虐待は子どもの人権を侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、予防が特に重要であり、子育ての不安や悩みが虐待につながることを防ぐよう、「いつでも子育てほっとライン」による電話相談対応により、引き続き虐待リスクの早期発見と虐待の未然防止に取り組めます。

(3) 子どもの人権を尊重する意識づくり

子どものしつけに際して保護者が体罰を加えることを防ぐよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に取り組めます。

(4) ヤングケアラーへの支援

市町村要保護児童対策地域協議会を活用した学校等との情報共有により、虐待に該当するほどの家事・育児・介護等を行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等との連携により支援を充実します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
養育支援家庭訪問実施市町村数	市町村	16	17	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数 (累計)	人	—	85 (平成30年度)	185 (令和6年度)

3 被害少年の立ち直り支援

大分っ子フレンドリーサポートセンターによる継続的かつ専門的な助言、指導又は支援活動を行います。

4 児童生徒を犯罪から守る取組

(1) 安全・安心まちづくりの推進

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、県、県民、事業者等による総合的な取組を行うことを定めた「大分県安全・安心まちづくり条例」に基づく施策を推進します。

(2) 登下校時の安全確保

通学路等の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者、警察等が相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」に基づき、次の4項目について、重点的に取り組みます。

① 見守りの目を増やす

地域住民や地域の事業者、各種団体に対し、ウォーキングや買い物等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の実施について理解と協力を求めます。

② 大人が声をかける

防犯ボランティア等に対し、パトロール活動等を行う際、犯罪抑止に向け子ども達に声をかけて見守っていることを示すとともに、不審者に対しても積極的に声かけを行うことについて理解と協力を求めます。

③ すぐに逃げることを教える

学校や家庭において、児童等に危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるため、地域安全マップの作成や防犯訓練・防犯講話の実施等の実践的な教育を進めます。

④ 不審者情報の共有

大分県警察情報配信システム（まもめーる・まもめーるアプリ）の登録及び活用を促進し、通学路等における不審者の徘徊等の児童等の安全確保に関する情報の積極的な発信に努めることにより、犯罪被害の未然防止を図ります。

（3）学校内の安全確保

学校への不審者侵入や地震等の災害に備えて、防犯カメラやAEDの設置等、学校施設・設備の防犯・防災対策を図ります。

また、学校安全に係る研修等を通じて各学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を進めるとともに、外部専門家や地域の方々と連携して、実践的な防犯訓練や防災訓練を実施します。

さらに、安全マップ作りやタイムライン演習等により、児童生徒に対する主体的・体験的な安全教育の充実を図ります。

（4）「こども連絡所」の拡充と効果的運用の推進

子どもの緊急時の避難場所として、民家や商店、公共機関等に設置している「こども連絡所（車）」について、市町村、学校、PTA、地域の関係団体等が連携した効果的な運用により児童等の安全確保を図ります。

（5）青少年の犯罪等被害防止対策の推進

「青少年の健全な育成に関する条例」に基づき深夜外出の制限やスマートフォンのフィルタリング設定に関する趣旨の周知徹底を行うなど、青少年の被害防止対策を推進します。

また、市町村や関係機関、関係団体との間での情報共有や、連携を強化することにより、地域が一体となった見守り機能を強化します。

（6）デートDV対策

交際相手からのDV（デートDV）についての理解を深め、お互いを尊重しあえる対等な関係を築くことの大切さを考える機会を積極的に設けるなど、予防啓発や相談機関の周知に取り組みます。

また、若年者に接する機会が多い関係機関の職員に対し、DVに関する正しい理解や被害者支援施策の周知を図るなど、相談しやすい体制整備を推進します。

（7）性犯罪・性暴力対策

性犯罪・性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであ

ることから、被害者が被害を訴えられるように、相談機関の周知と相談の呼びかけに取り組めます。

また、被害直後から中長期に至るまで必要な支援が被害者に届くように専門機関との連携を強化するとともに、相談しやすい体制整備を推進します。

5 自殺対策

自殺を考えている青少年を一人でも多く救うため、街頭キャンペーン等自殺予防の普及啓発、電話相談、対面型相談やSNS相談等相談支援体制の充実を図るとともに学校、教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関が連携し、支援ネットワークを構築して対策を講じていきます。

また、児童生徒に対しては、平成26年7月に文部科学省が作成した「学校において自殺予防教育導入の手引き」に基づき、各学校の実態に合った支援を進めます。

6 自立更生支援

(1) 自立更生支援体制の充実

非行少年の再非行防止と早期更生を図るため、学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。

(2) 少年補導活動の推進

① 街頭補導活動の強化

少年補導員等の青少年育成ボランティアによる地域における街頭補導活動を強化します。

② 暴走族対策の推進

暴走族等による暴走行為に対する恒常的な取締りを行うとともに、広報啓発活動を推進し、暴走族を許さない社会環境を醸成します。

また、過去に暴走行為等で検挙した少年に対する面接を積極的に行い、立ち直り支援や暴走族グループからの脱退等の事後指導を推進します。

③ 青少年育成ボランティアの育成

少年補導員等、青少年育成ボランティアの研修会を随時開催し、少年非行の現状に関する情報共有により街頭補導活動や相談対応技術等の向上を図ります。

7 青少年の権利を守る体制整備

(1) 支援ネットワーク体制の強化

青少年一人一人の特性を踏まえ、困り事等に対してきめ細かく継続的に支援するため、青少年の総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」（おおいた子ども・若者総合相談センター）の相談・居場所機能の活用を促します。

また、「おおいた子ども・若者総合相談センター」が青少年の相談拠点として一時的な受け皿になり、次の支援主体となる適切な専門機関につなぐなど関係機関・

団体相互の支援ネットワーク体制を強化します。

(2) 教育委員会・学校・家庭との連携を図る啓発活動の推進

青少年の人権が尊重されるよう、家庭、地域、学校、職場等様々な場において子どもの権利や児童虐待など子どもの人権問題についての啓発を促進します。

政策9 青少年を取り巻く有害環境等への対応**1 社会環境浄化活動の推進****(1) 「青少年の健全な育成に関する条例」の適切な推進**

青少年の健全育成を図るため、条例を適切に運用するとともに、県民への取組内容等の周知を行います。

また、たばこ・酒類販売業者等の関係業界に対して条例の遵守を要請するほか、関係機関との連携・協力を推進します。

(2) 「青少年の日」の推進

県民一人一人がそれぞれの立場から協力して青少年の育成活動を行うため、青少年の健全な育成に関する条例で規定した「青少年の日」（毎月第3金曜日）等における県民の責務についての啓発を推進します。

(3) 有害環境の浄化

少年補導員等青少年育成ボランティアや青少年の健全な育成に関する条例に基づく立入調査員等と地域住民及び自主的に取り組む防犯パトロールとの連携を強化します。

また、条例に基づく青少年に有害な興行・凶書・がん具等に対する指定をさらに推進するとともに、たばこ・酒類販売業者、深夜営業店舗の団体等と協力して、未成年者の飲酒・喫煙防止や青少年の深夜外出の禁止に関する広報・啓発及び指導を強化するなど環境浄化活動を推進します。

2 安全・安心なインターネット等利用環境づくり**(1) 情報モラル教育等情報化に対応した教育の充実**

青少年が、各種メディアの情報から、必要な情報を的確に選別し、活用する能力（メディア・リテラシー）や情報社会で適切に行動するための基本となる考え方や態度（情報モラル）を培うための教育を充実します。

また、スマートフォン等によるSNSをはじめとしたインターネット利用に伴う危険性について、被害防止のための啓発を行います。

さらに、教員を対象に情報モラル授業等スキル向上研修や、情報モラル・セキュリティに関する研修を実施し、学校における情報モラル教育等を充実します。

(2) 広報・啓発活動等の推進**① 保護者等に対する安全利用啓発の推進**

子どもが、発達段階に応じたスマートフォンやインターネットの利用が出来るよう、学校・PTA・民間団体等と連携協力し、低年齢層の子どもの保護者をはじめとした大人や幼稚園教諭等に対して、インターネット利用に伴う危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等について啓発します。

② 青少年が主体となったルールづくり等の推進

青少年が主体的にルールやマナーを学び、考える取組や、情報モラル等を身に付けるための指導・研修機会の充実を通じて、フィルタリングの利用促進や家庭でのスマートフォン・インターネット利用のルールづくりを更に進めます。

③ ボランティア活動への支援

インターネット上に潜む様々なトラブルの防止を目的とするサイバー防犯ボランティアへの支援を通じて、インターネット犯罪・被害防止のための啓発活動を推進するとともに、増加するサイバー犯罪に青少年が巻き込まれることを防止します。

(3) 違法・有害情報対策の推進

警察に対する生活安全相談やインターネット・ホットラインセンター等からの各種情報提供に基づき、悪質・重大なサイバー犯罪に重点を置いた取締りや削除依頼を徹底します。

○数値目標

指標名	単位	基準値 (平成26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
フィルタリングサービスその他の方法によりスマートフォン等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%/年	88.3	96.1	100